

## 第2章 災害予防対策

## 第2章 災害予防対策

### [適正で確かな災害予防の活動計画]

#### [災害に備える基礎づくり]

#### 第1節 地震に強いまちの形成

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

#### 第1 目的

市及び県は、重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

防災関係機関は、施設等の整備をおおむね五箇年を目途として行い、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

#### 第2 地震防災緊急事業五箇年計画

宮城県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

##### 1 計画期間

- (1) 第1次五箇年計画－平成8～12年度
- (2) 第2次五箇年計画－平成13～17年度
- (3) 第3次五箇年計画－平成18～22年度
- (4) 第4次五箇年計画－平成23～27年度
- (5) 第5次五箇年計画－平成28～32年度

[事業主体別事業計画額一覧]

(単位：百万円)

	宮城県	市町村	消防本部等	合計
第1次計画	181,743	42,372	4,410	228,525

震災対策編

予防

第2次計画	69,243	37,824	6,266	113,333
第3次計画	44,833	48,893	1,574	95,300
第4次計画	931	46,163	3,918	51,012
第5次計画	108,287	21,422	2,492	132,201

2 事業対象地区

第二次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じると予測されることから、登米市を含む県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3 登米市における対象事業

登米市における「第三次地震防災緊急事業五箇年計画」の対象事業及び進捗状況は以下のとおりである。

□ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画進捗状況等

区 分	H18～22（18年度末見込）			最終進捗率（見込） （事業費ベース）
	事業量 A	事業量 B	事業費	
3号 消防用施設				
中田地域	22箇所	118箇所	118	257.7%
米山地域	17箇所	73箇所	73	361.8%
石越地域	7箇所	34箇所	34	636.0%
登米地域	3箇所	15箇所	15	304.9%
豊里地域	9箇所	58箇所	58	474.6%
9号 公立小中学校 （中田地域）	2学校	2学校	196	—
14号 地域防災拠点施設 （消防本部）	1施設	1施設	91	4.1%

□ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（H17年実績 防火水槽整備分）

地 域	数量（基）
登米地域	1
東和地域	2
中田地域	6
豊里地域	1
米山地域	1
迫 地 域	1
計	12

---

なお、登米市における「第三次地震防災緊急事業五箇年計画」は、県計画に併せて、平成 18 年度に策定予定である。

## 第2節 地盤にかかる施設等の災害対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部 教育委員会 消防本部 水道事業所	東北森林管理局 宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

市、県及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

### 第2 現況

市内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区となっている。

※ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧（資料編 資料13）

※ 山地災害危険地区一覧（資料編 13-1）

### 第3 土砂災害防止対策の推進

#### 1 土砂災害危険箇所の調査、把握

市は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被る恐れのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する土砂災害危険箇所等の調査に協力するとともに、土砂災害危険箇所等や県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておく。

#### 2 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

#### 3 土地利用の適正化

市及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び土地所有者、管理者、開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等を促進する。

### 第4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

#### (1) 山地災害危険地区の整備の方針

山地災害危険地区とは、林野庁の定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・

地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。

県は、山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区A ランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。

## (2) 山地災害危険地区の啓発活動

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難体制の確立に資することを目的としている。

このため、市は、山地災害危険地区に関する情報を市地域防災計画に掲載するとともに、住民への周知を図り円滑な警戒避難が行われるよう努める。

## 第5 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、その所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適當な自然がけについては、市は、県が実施する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定並びに当該区域指定による急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止工事等の施設整備に関し、協力する。また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険状態の周知と区域指定に伴う当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土砂の採取等）の規制が効果的に実施されるよう協力する。

本市のがけ崩れ危険箇所は、現在、危険箇所420箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として18箇所が指定されており、指定面積は18.354haに及んでいる。

市は、県が実施する調査や諸対策を支援するとともに、常に市内の急傾斜地崩壊危険箇所を把握する。また、急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制を整備する。

## 第6 砂防設備の整備

本市における砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地は、165箇所（約930.78ha）となっている。

## 第7 治山事業

山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、県は荒廃山地の復旧整備や荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するための施設整備を進めるとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に推進することとしている。

市は、県が実施する治山施設整備に対して協力するとともに、森林の適切な維持保全のために、登米市総合計画（H28～H37）に基づき、林業の振興に努める。

## 第8 農業施設等

市は、県との協力体制のもと、次により災害に強い農村づくりを推進する。

### 1 農業・農村における基盤整備の推進

市は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、登米市総合計画、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

### 2 農業施設の耐震性の改善

市は、新築、増改築される農業施設について、耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置にあたっては、地盤調査を行い軟弱な地層が確認できた場合には対策工法を実施するとともに液状化現象の発生が予想される場合においても地盤改良等の対策を適切に実施する。

### 3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

市は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

### 4 農業被害の予防対策

市は、農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保を JA、土地改良区等の関係機関とともに努める。また、営農に係る防災対策を推進する。

#### (1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

イ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫(栗原市高清水)に備蓄するよう、公益社団法人宮城県農業公社を支援するとともに、その他確保のための対策を講じる。

#### (2) 営農防災対策の推進

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

## 第9 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、市、県及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置にあたっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状

化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

#### 1 公共土木構造物・建築物の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共土木構造物・建築物の機能障害を最小限のものとするため、各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、必要に応じて、地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等、液状化被害防止対策を実施する。

#### 2 ライフライン施設の液状化対策

地下に埋設される上下水道やその他の管路については、耐震シミュレーション等による評価や関係専門分野の知見に基づき、地盤改良、可とう性・伸縮性・冗長性の確保等の液状化対策を総合的に努める。

#### 3 液状化に関する情報の収集・提供

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、液状化に関する情報の提供に努める。

#### 4 液状化対策工法の実施

液状化に関する情報の公開に努めるとともに、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を講じるように啓発に努める。

- 木造建物については、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- 基礎杭を用いる。

### 第10 地盤沈下防止

河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視を継続して実施するとしており、市はこうした県の調査等に対して支援する。



### 第3節 河川施設等の災害対策

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部	東北地方整備局 宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

#### 第1 目的

市、県及び防災関係機関は、地震に伴う河川、ダム、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

#### 第2 河川管理施設

##### 1 維持管理の実施

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。

##### 2 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

##### 3 応急復旧及び水防活動の体制整備

河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。

##### 4 防災拠点等の整備

河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

#### 第3 ダム施設

県及び国は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

なお、ダム建設にあたっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

#### 第4 農業施設

市及び県は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行うほか、施設管理

---

者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

## 第4節 交通施設の災害対策

実施担当	関係機関
総務部 企画部 建設部	東北地方整備局 宮城県 東日本旅客鉄道(株)仙台支社 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する恐れがあるため、市及び県は、交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

### 第2 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

#### 1 道路

##### (1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

##### (2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

##### (3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交

通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

#### (4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び市町村との情報の共有化を図る。

### 2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し、耐震性を高める。

### 3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

### 4 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置・電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

なお、県は、災害防止にあたり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図り、市はこれに協力する。

### 5 交通管制施設

広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性を確保する。

## 第3 鉄道施設

### 1 耐震性の強化

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

### 2 異常事態発生時の対策検討

鉄道事業者は、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制や車両停止時の避難誘導等によって災害の防止を図れるよう、あらかじめ対策を検討する。

### 3 線路巡回計画の策定

鉄道事業者は、土木建造物の変状若しくは、既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。

### 4 線路に近接する施設の対策

鉄道事業者は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

#### 5 復旧体制の整備

地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資材・機器の手配
- (3) 防災意識の普及・向上

## 第5節 都市の防災対策

実施担当	関係機関
総務部 企画部 建設部	宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

### 第2 市街地開発事業の推進

市は、都市再開発法に基づき、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

### 第3 土地区画整理事業の推進

市は、土地区画整理法に基づき、公共施設の整備、改善及び宅地の利用促進を図り、防災性の高い健全な市街地の形成を目指す。

### 第4 都市公園施設

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進及び配置を行うとともに、市が避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

## 第6節 建築物等の耐震化対策

実施担当	関係機関
総務部 建設部 教育委員会	宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、市は耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）や住宅・建築物耐震改修等事業の的確な施行に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第2 公共建築物

#### 1 公共建築物全般の対策

##### (1) 耐震性、不燃性の確保

市及び国、県、施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保を図る。

市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

##### (2) 停電対策の強化

市及び県、施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

#### 2 市有建築物

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害の恐れのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、補強工事等を行う。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

#### 3 教育施設

##### (1) 校舎等の耐震性の維持・保全

校舎等の耐震化工事は完了しており、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の維持・保全に努める。

##### (2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置にあたっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

---

### (3) 水泳プールの防災機能等の維持・保全

災害時における防火用水を確保するため、水泳プールの維持・保全に努める。

#### 4 社会福祉施設

社会福祉施設等の耐震診断・耐震補強工事を施設管理者と連携・協力し、計画的に推進する。

### 第3 一般建築物

#### 1 既存の建築物の耐震改修の促進

市は県と協力し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や住宅・建築物耐震改修等事業等に基づき、耐震関係に係る既存不適格建築物の所有者等に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言や支援を行う。

#### 2 防災診断・防災改修の促進

市及び県は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告の対象建築物について、消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し、防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

### 第4 地域避難所（地区集会所等）

市は、自主防災組織の拠点となる地域避難所（地区集会所等）の耐震化に対する普及啓発及び指導・助言等の支援を行い、耐震化促進に努める。

### 第5 ブロック塀等の安全対策

市及び県は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路（指定避難所の半径500m範囲内にある公衆用道路）沿いのブロック塀等を対象として、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊の恐れのあるものに対しては、改修又は生け垣等安全な工作物への転換などの改善指導を行う。

#### ※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年（1978年）6月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。宮城県ではこれに加え、建築学会の設計規準を指導基準として採用し、指導している。

平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。

### 第6 落下物防止対策

地震の発生により、広告塔、看板などの屋外広告物や街路灯、道路標識類など道路附帯構造物及び建築物等が落下、飛散し、被害が拡大することを防止するため、道路管理者やその他公



予防

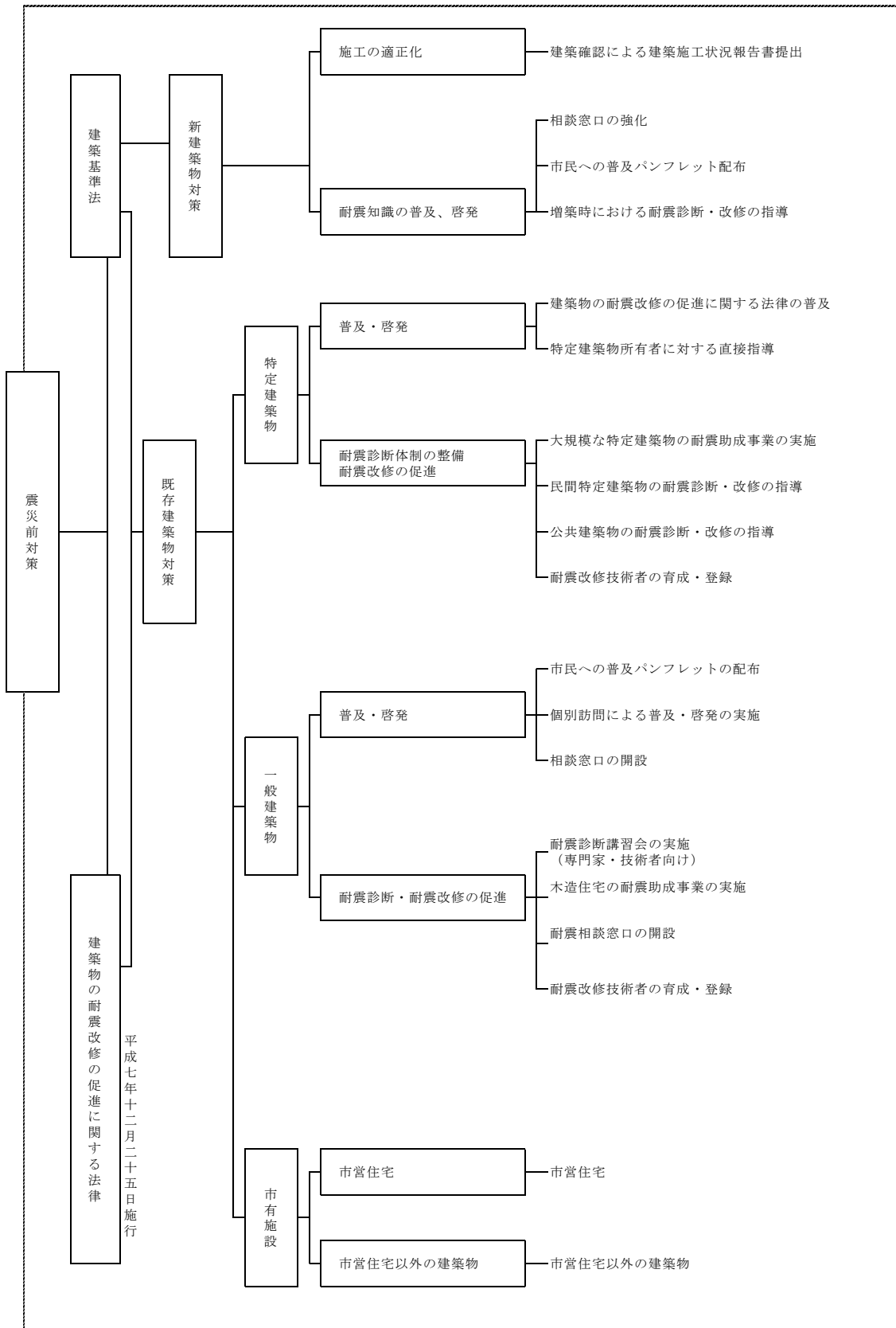
---

共施設管理者は、施設の点検、補修、補強を行うとともに、市は、事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

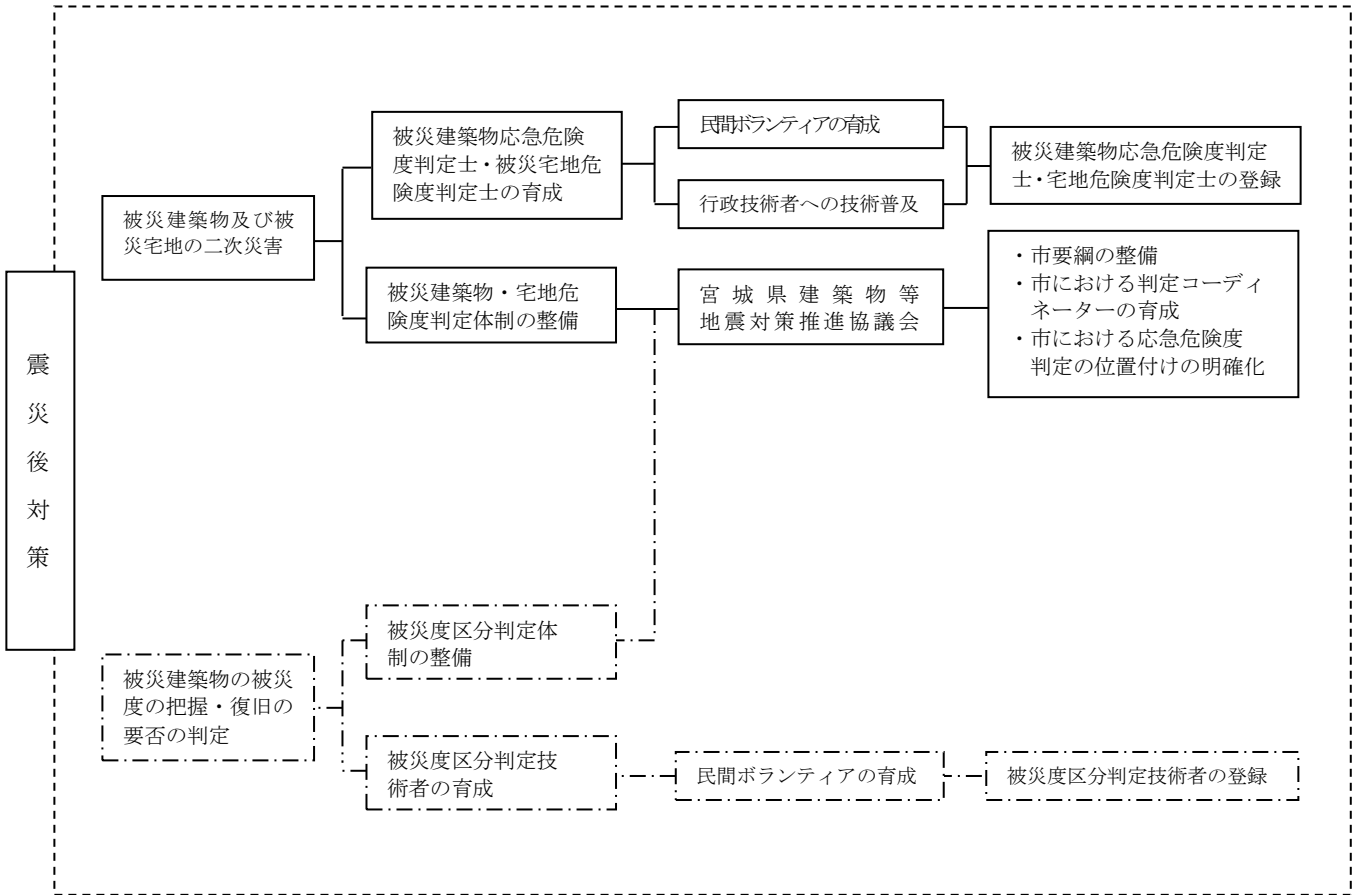
**第7 建物内の安全対策**

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努める。

[建築物地震防災総合対策フロー]



予防



## 第7節 ライフライン施設等の予防対策

実施担当	関係機関
総務部 建設部 水道事業所	東北経済産業局 宮城県 東北電力（株）栗原登米電力センター （一社）宮城県LPガス協会（登米LPガス協議会） 東日本電信電話（株）宮城事業部 日本水道協会宮城支部 登米市管工事業協同組合

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模地震の発生により市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

### 第2 水道施設

#### 1 水道施設の耐震性強化

- (1) 市は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化を優先順位を定めて計画的に行う。
- (2) 市は、浄・配水施設の設備機器の増設、改良にあたって、耐震性の強化を図るとともに、災害時の停電に備え、自家発電設備の整備を図る。
- (3) 市は、給水装置の耐震化を進めるとともに、需要者に受水槽・高置水槽の耐震化を図るよう指導する。
- (4) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水系間の連絡管整備を推進する。
- (5) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

#### 2 復旧用資機材の整備

市は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

#### 3 管路図等の整備

市は、震災時において適切な対応がとれるよう、平常時から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

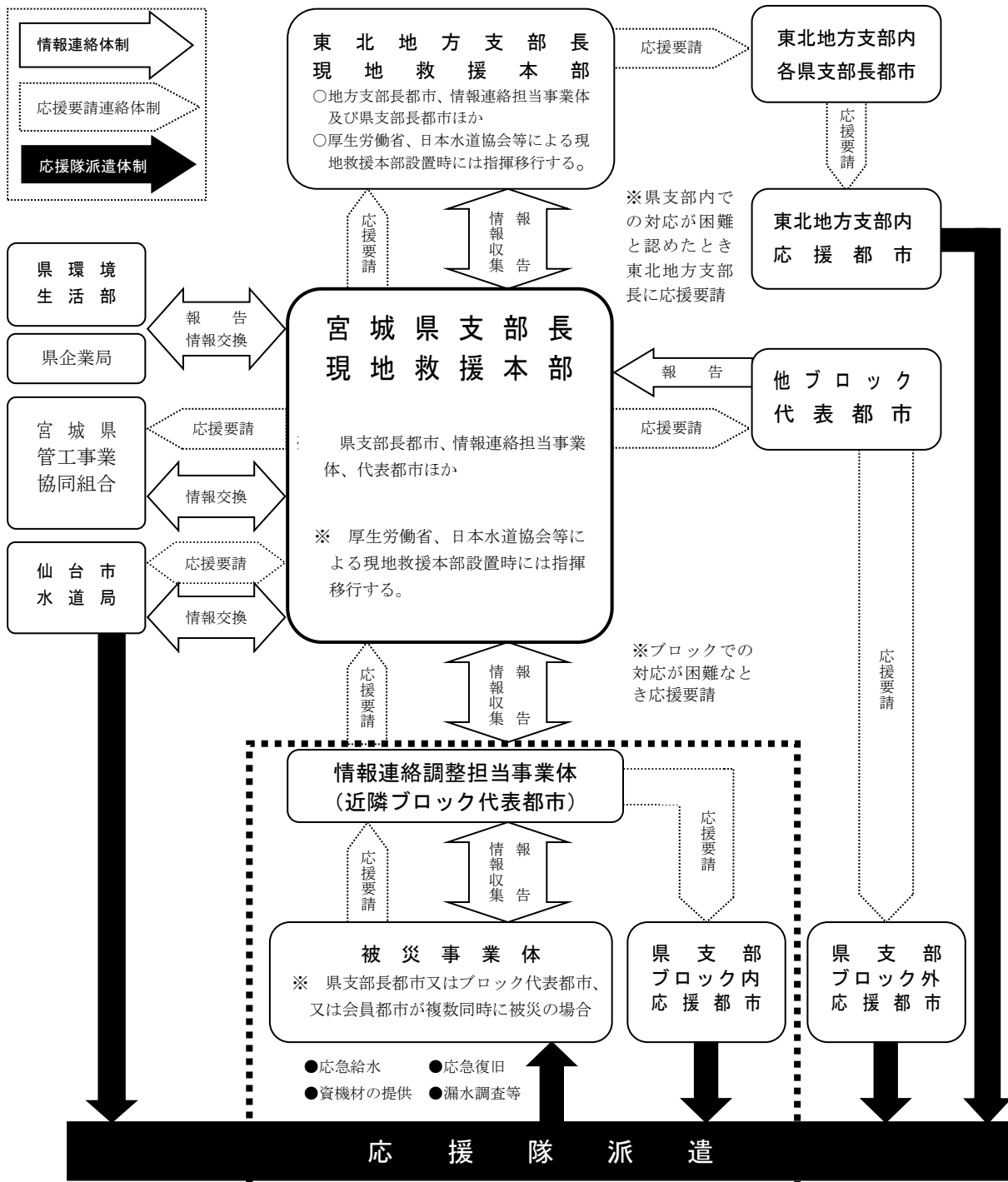
予防

4 危機管理体制の確立

- (1) 市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- (2) 市は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第 40 条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

[応急給水対策フローチャート]

※ ブロック代表都市及び県支部長都市が被災した場合又は複数の会員都市が同時に被災した等大規模災害時の組織  
 ※ 東北地方支部災害時相互応援協定の適用による



### 第3 下水道施設

市は、下水道施設の被災が市民生活へ多大な影響を与えることから、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り、災害予防を推進するとともに、災害対策用資機材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

#### 1 下水道施設計画

市は、下水道施設の新設、改良、更新にあたっては、基礎、地盤条件等総合的な見地から耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

#### 2 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保全に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努め、老朽化した施設は計画的に補強工事を推進する。

また、災害時の停電等に備えて、処理場、ポンプ施設の非常電源の確保に努める。

#### 3 下水道防災体制

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

### 第4 電力施設

#### 1 送電設備

##### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

##### (2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

#### 2 変電設備

(1) 機器の耐震は変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

(2) 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### 3 配電設備

##### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基

準に基づき設計を行う。

## (2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

## 4 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程（J E A C 6 0 1 1 -2013）に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

## 第5 ガス施設

### 1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

ア 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と基準不適合設備の解消

エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) (一社)宮城県LPガス協会は、平常時から保安啓蒙の一環として、災害時の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

※ (一社)宮城県LPガス協会連絡先一覧表 (資料編 資料5)

## 第6 電信・電話施設

### 1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしったりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

## 2 体制の整備

平常時における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

## 3 災害復旧用資機材の確保

地震災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

## 4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後の通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

## 第7 共同溝・電線共同溝の整備

市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。



## 第8節 危険物施設等の予防対策

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	東北経済産業局 宮城県 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがある。

このため、市消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上を図る。

### 第2 危険物施設

市消防本部は、危険物貯蔵所・取扱所等施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

#### 1 安全指導の強化

市消防本部は、危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### 2 施設基準維持の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全対策が講じられているところであるが、市消防本部は、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導するとともに、耐震性強化についても指導を行う。

#### 3 自衛消防組織等の育成

市消防本部は、事業所における自衛消防組織等の結成及び育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

また、各関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し、自主的な保安体制の確立及び応急措置体制の強化、関係業種別の保安団体の積極的な活動の推進、隣接事業所間の相互協力体制及び防災関係機関との連携の強化を図るよう指導する。

#### 4 防災用資機材の整備

市消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

※ 危険物施設数 （資料編 資料19-1）

### 第3 高圧ガス等施設

高圧ガス等の製造者・販売事業者等は、法令の技術上の基準を遵守し、平常時から施設の保守・管理を行うとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相

互応援体制の整備について一層の推進を図る。

※ 高圧ガス等施設数（資料編 資料19-2）

#### 第4 火薬類製造施設等

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法を遵守し、平常時から火薬類製造施設、火薬庫等の定期自主検査等を実施するなど、施設の点検・維持管理に努めるとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。なお、警察は安全性の確保のため、火薬類を取扱う製造業者、販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

※ 火薬類施設数（資料編 資料19-3）

#### 第5 毒物・劇物貯蔵施設

市は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物（39種類）に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1m<sup>3</sup>以上の貯蔵設備（タンク等）を有する施設を把握しておく。

また、警察は安全性の確保のため、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

#### 第6 事業所の予防措置

事業所の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため、危険物取扱者、危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者を選任し、取扱い作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 保安検査
- (3) 防災設備の点検・維持管理
- (4) 防災教育の徹底
- (5) 緊急時における迅速、確実な状況把握及び関係機関に対する早期通報体制の確立
- (6) 緊急時における周辺住民に対する広報、避難誘導體制の確立
- (7) 防災マニュアルの整備

#### 第7 市、消防本部の措置

##### 1 市

- (1) 市長は、危険物等の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、関係機関に連絡し、必要な措置を要請する。
- (2) 市長は、危険物、火薬類、高圧ガス等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部、消防署、警察署及び県と相互に情報を交換する。

##### 2 消防本部

- (1) 市消防本部は、危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等の指導を行う。
- (2) 市消防本部は、危険物取扱者等関係者に対する講習会、研修会等を開催し、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等、適正な保守管理について指導する。
- (3) 市消防本部は、火災予防条例の趣旨の徹底を図る。
- (4) その他、災害予防に対する措置を徹底する。

## [災害に備える仕組みづくり]

### 第9節 職員の配備体制

実施担当	関係機関
総務部 教育委員会 医療局 水道事業所 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

#### 第1 目的

市内において地震により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、市は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。

このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、人、物、情報等の必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等にに応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

#### 第2 庁内における防災対策推進体制の充実・強化

##### 1 防災担当部局の強化

本防災計画に定める予防、応急、復旧・復興の各計画を推進し、より実効性のあるものとするため、総務部に危機管理監を配置し、防災体制を強化する。

##### 2 各部局間の連携体制の整備

本防災計画に定める予防、応急、復旧・復興の各計画を推進し、より実効性のあるものとするため、各部局及び総合支所間の連携体制を整備する。また、密接な情報交換と研修・訓練の実施等により、災害時における各部局及び総合支所の円滑な連携体制の強化に努める。

#### 第3 災害対策本部

##### 1 災害対策本部の組織

登米市災害対策本部の組織は、「登米市災害対策本部条例」及び「登米市災害対策本部要綱」に基づき設置し、運営する。

##### 2 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長、教育長の順に指揮を執る。

##### 3 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、市内において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに設置し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。

そのために、平常時から市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知する。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、設置に際しては、市本部の標示板等を市災害対策本部前に掲示する。

#### 4 本部の運営

次の組織を運営するにあたって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等について、あらかじめ周知する。

##### (1) 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害に関する情報を分析し、災害応急対策に関する重要事項について協議決定する。

##### (2) 部等

部等は、市における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務を行う。

##### (3) 支部

災害対策の効果的な実施を図るため、災害対策活動組織として旧町域毎に支部を置き、災害対策業務を行う。

##### (4) 現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、災害地域を所管する支部、又は当該災害現場に現地災害対策本部を設置し、現地において災害対策本部の事務の一部を行う。

##### (5) 宮城県現地災害対策本部との連携

市災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、市災害対策本部は県から派遣される職員の受入れを行う。受入先は、東部地方振興事務所登米地域事務所から市災害対策本部へ、東部保健福祉事務所登米地域事務所から市市民生活部とする。

#### 5 警戒配備の体制

災害対策本部設置の前における地震災害等に対する警戒配備体制は、次のとおりとする。

##### (1) 警戒配備（0号配備）

部（局）長（総務部にあつては危機管理監）又は総合支所長が地震災害等に対する警戒が必要であると認めた場合、警戒配備体制をとり、情報収集及びその通報にあたる。

##### (2) 特別警戒配備（1号配備）：警戒本部・支部

危機管理監が地震災害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、警戒本部及び警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (3) 特別警戒配備（2号配備）：特別警戒本部・支部

副市長が地震災害等に対する警戒態勢をより一層強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部及び特別警戒支部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### 6 水防本部

予防

水防本部は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき登米市長が定める水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

7 原子力災害警戒本部

原子力災害に対する警戒態勢を強化する必要があると市長が認めた場合は、副市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。

ただし、特定事象発生（5 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けた場合等、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

8 職員の配備・動員体制

市職員の配備・動員体制は、登米市災害対策本部要綱及び登米市災害対策警戒配備要領の定めるところによる。

(1) 伝達体制

非常時における職員配備・動員の伝達系統及び伝達手段について、各部局・総合支所にあらかじめ周知しておく。特に、夜間、休日等勤務時間外に災害が発生した場合における迅速な配備体制を確立するため、各部局・総合支所毎に職員への連絡体制を整える。

(2) 伝達手段

勤務時間中における職員配備・動員の伝達については、庁内放送及び庁内電話により行う。庁内放送及び庁内電話が使用不能となった場合は、災害時優先携帯電話により、各部局長及び総合支所長に伝達する。

夜間、休日等勤務時間外における市長等幹部職員及び防災課職員への伝達は、災害時優先携帯電話により行う。各部局及び総合支所においては、それぞれの時間外伝達系統図に従い、電話連絡する。

9 防災関係機関の配備体制

(1) 防災関係機関の体制整備

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員して、市、県、及び他の防災関係機関と相互に協力し、総合的な防災対策の推進を図るため、災害応急対策を速やかに実施できる体制整備を行う。

(2) 要配慮者関連施設の体制整備

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第 4 防災担当職員等の育成

市は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

## 第5 人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 第6 マニュアルの作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

## 第7 業務継続計画（BCP）

### （1）業務継続計画（BCP）の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### （2）業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

## 第10節 情報通信網の整備

実施担当	関係機関
総務部 企画部	宮城県 防災関係機関 放送各社

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な震災時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため、万全を期す。

### 第2 宮城県における災害通信網の整備

県においては、以下のような災害通信網を整備しており、市は、県と協力して、災害時に県及び防災関係機関等との迅速な情報収集、連絡が行えるよう、通信体制の整備を行う。

#### 1 県防災無線

地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、併せて関連する地上系防災無線の充実・強化を図り運用する。

(2) 災害に強い伝送路を構築するため、地域衛星通信ネットワーク系の整備、地上系防災無線主要幹線の伝送路の多ルート化及び主要装置の二重化を行い、相互の連携により運用する。また、県機関と市町村、消防本部間の地上系回線においても、災害時通信のふくそう等を回避するため、MCA方式により運用する。

さらに、国、県、市町村等の相互接続等により、ネットワーク間の連携の確保を図る。

(3) 衛星系通信網の映像設備においては、高性能な第2世代ネットワーク設備を早期に整備するものとし、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

また、高性能な緊急情報連絡用の臨時回線の設定が可能な衛星系の可搬局を整備し、運用している。

※ 地上衛星通信ネットワークイメージ図 (資料編 資料14-1)

2 県総合防災情報システム

県は、「宮城県総合防災情報システム（通称：MIDORI）」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等に対して迅速な情報の収集・伝達を行い、被害の拡大防止を図る。

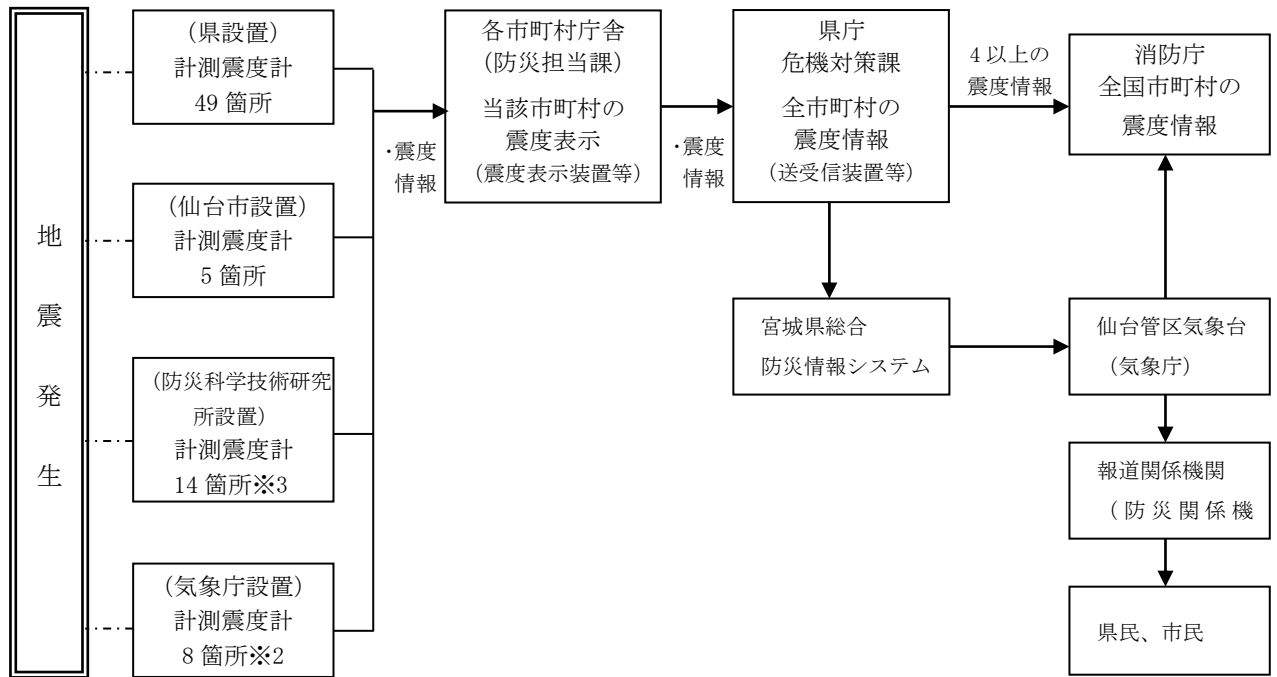
今後、さらにシステムの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

※ 宮城県総合防災情報システム概要図（MIDORI）（資料編 資料 14-2）

3 震度情報ネットワークシステムの整備

県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動を図る。

[震度情報ネットワークシステム概要図]



※ 1 県設置震度計 下記以外の市町村

※ 2 気象庁震度計 大崎市（旧古川市）、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市（旧栗駒町）、登米市（旧中田町）、南三陸町（旧志津川町）（気象庁震度計16基のうちネットワークに接続のもの8基）

※ 3 防災科学技術研究所強震計 仙台市（宮城野区）、石巻市（旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町）、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市（旧鳴子町）、栗原市（旧築館町）、登米市（旧東和町、旧豊里町）、南三陸町（旧歌津町）



#### 4 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防からのヘリコプターテレビシステム等により収集して、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に電送する画像伝送システムを整備し、運用する。

### 第3 登米市における災害通信網の整備

#### 1 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

#### 2 防災行政無線の整備拡充

市は、大規模地震災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、既に設置している防災行政無線、消防無線、水道無線等の保守点検に万全を期すとともに、整備拡充に努める。特に防災行政無線については、全市一体的な情報提供、情報の共有化の視点に立ち、総合的な整備を推進する。

消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、各設備等については耐震性の強化に努める。

さらに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

#### 3 災害時優先電話の活用

災害時における通信を確保するため、市各部局、総合支所、公民館、小・中学校等公共施設に設置している固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、職員に周知徹底し、有効活用を図る。

#### 4 職員の訓練

常日頃から災害時における通信の確保及び運用に万全を期すため、職員に対し通信の途絶やふくそう時等を想定した通信統制、重要通信の確保など、非常通信確保・運用に関する訓練を実施する。

#### 5 インターネットの活用

##### (1) 住民への情報提供

近年のインターネットの急速な普及状況を踏まえ、災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うシステムの整備を推進する。

#### (2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備

大規模地震災害時における被害情報を市外に広く伝えるため、インターネットのホームページを活用する体制を整備するとともに、Eメール（インターネットの電子メール）を活用した他市町村等との通信連絡体制を整備する。

### 6 地域住民に対する通信手段の整備

#### (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### (2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、防災メールのみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、コミュニティFM等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア等のほか、アマチュア無線との連携など災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

また、災害発生直後の電話ふくそうを防止するため、市民に対し、非常時における「注意事項」として「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は極力控える」よう啓発に努め、それに代る手段として、安否確認のための「災害用伝言ダイヤル(171)※」や各携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」の利用を周知・徹底させる。

※ 補足：「被災地内の電話番号」をもたない県外からの旅行者等は、「災害用伝言ダイヤル(171)」を利用できないため、各携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」等を利用するよう啓発に努める。

### 7 職員参集等防災情報システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、職員が緊急に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

当面は、災害対策本部員及び各部局・総合支所の防災担当職員に、携帯電話を携帯させ、緊急時における情報連絡や職員の動員等、迅速な初動体制の確保に努める。

### 8 非常時における情報対策マニュアルの作成

情報が集まらない場合若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料を基にして、迅速な状況判断と初動措置を講じることができるよう職員の育成を図る。また、併せて職員参集等防災情報システムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成する。

### 9 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の

確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底及び専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

#### 第4 災害時における広報体制の整備

##### 1 市民への的確な情報伝達体制の整備

- ① 市及びライフライン関係機関等は、災害発生後の経過に応じて、市民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておく。
- ② 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び施設設備を整備する。
- ③ 広報を行うにあたっては、要配慮者、観光客等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

##### 2 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生直後の電話のふくそうを防止するため、市民に対し、非常時における注意事項として、「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は極力控える」よう啓発に努める。

また、災害時に、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の家族、親類、知人などの安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」や各携帯電話会社が提供している「災害用伝言板サービス」などを利用するよう、市民に周知・徹底を図る。

## 第11節 防災拠点等の整備・充実

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等の公共施設を災害時に有効に活用するため、整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

### 第2 防災拠点の整備及び連携

- 市は、災害対策本部となる登米市役所庁舎の機能強化を推進するとともに、庁舎が被災した場合を考え、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。基本的に代替施設は消防防災センターとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルートの確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

さらに市は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

- 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、防災活動拠点の整備充実に努める。

また、「道の駅」は、災害時における道路利用者等の一時避難所や、災害支援活動拠点としての機能について関係機関と協議し、整備を図る。

- 市役所庁舎、各総合支所等の防災拠点施設において、電気・水道等のライフラインが停止した場合にも、パソコン、ファクシミリ、コピー等の事務用機器が使用可能な能力を有する自家発電設備の整備、水・燃料の備蓄、その他防災拠点機能を果たすために必要なバックアップ設備の整備、強化を進める。

- 電源及び非常用通信手段の確保対策

#### (1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

#### (2) 再生可能エネルギーの導入推進

予防

市は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

5 データ管理の徹底

市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

6 救援・救護活動の拠点となる市役所庁舎及び各総合支所若しくは避難所等となる小・中学校は、災害時における救援・救護対策活動の各地域における拠点となることが要求されるため、今後その機能を果たすために必要な設備等の整備を進める。

- (1) 防災倉庫の設置及び応急対策用資機材（ろ過機、発電機等）の整備
- (2) 拠点施設として必要な物資の備蓄

7 広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備

市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模地震災害時における広域的救援物資集配拠点施設を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

**第3 防災用資機材等の整備・充実**

1 市が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な特殊車両の整備・充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、あらかじめ連携・応援体制の整備に努める。

2 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施にあたり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

#### 第4 防災用資機材の確保対策

##### 1 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

##### 2 備蓄困難な資機材の確保対策

市及び県は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

#### 第5 防災ヘリポートの整備

##### 1 臨時ヘリポート

重傷者の後方医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを、防災上拠点となる施設若しくはその周辺地に確保するとともに、その整備に努める。

併せて、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関及び住民に対し、周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

##### 2 警察その他関係機関との連携

臨時ヘリポートに指定される場所が災害時において、その機能を果たし、有効に活用できるよう、周辺地域の住民に理解協力を求めるとともに、関係各部・総合支所及び警察署その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

## 第12節 相互応援体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 水道事業所	東北地方整備局 宮城県 東北管区警察局 防災関係機関 登米市管工事業協同組合

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、登米市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の市町村及び防災関係機関等の協力が必要となる。このため、市は他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

### 第2 相互応援体制の整備

#### 1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

#### 2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、県、市町村及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

### 第3 他市町村等との相互応援協定

#### 1 近隣市町との連携強化

市は、近隣市町との連携を強化し、災害時の適切な相互協力が図るよう努める。特に、河川の総合的治水対策の推進、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供、物資・人員等の相互応援などについて、定期的に情報交換及び訓練を実施するとともに、必要なマニュアルの整備等を進める。

#### 2 相互応援協定の締結等

市町村の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を

締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

3 広域市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

4 県外市町村間の相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、県外市町村との間の協定締結も考慮する。

5 後方支援体制の構築

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

6 訓練及び情報交換の実施

市は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

7 関係機関・自衛隊・他自治体等への応援要請及び受入れ体制の整備

市は、大規模地震災害発生時に備えて、担当者不在の場合や情報が不足する場合など、さまざまな場合を想定し、それぞれのケース毎の応援要請手順及び応援要請後において応援部隊が効率的に活動できるような受入れ手順、他市町村への応援派遣を行う場合の実施手順などに関して、「マニュアル」の整備を行う。また、その他要請・受入れに関する環境整備を進めるとともに、職員への周知徹底を図る。

#### 第4 民間団体・事業者等との応援協定等

1 民間団体・事業者等との災害時協力体制の強化

市は、災害時の人員、応急資機材、救援物資、緊急輸送等における協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、現在協定を締結している民間団体、事業者等と災害時における応援協力マニュアルの策定を行うなど、協力体制の強化を図る。



2 民間団体・事業者等との応援協定先の拡充

市は、災害時における緊急を要する広報活動、道路交通困難時の情報収集活動、傷病者・人員・資機材・物資等の輸送活動、その他、市及び防災関係機関が行う救援・救護活動や復旧活動を迅速かつ効率的に行えるよう、関係団体・事業者等との応援協定締結先の拡充を図る。

3 ライフライン災害時の連携

市は、災害が発生した場合における、施設被害の最小化、二次災害発生の防止、効率的な復旧の実施等を図るため、電気、電話及び水道の各施設所管機関の実務担当者間においては、平常時から情報交換を密にし、連携体制を確立する。

## 第13節 緊急輸送体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 建設部	東北地方整備局 宮城県 佐沼警察署 登米警察署 (公社) 宮城県トラック協会 (登米本吉支部) 東日本旅客鉄道(株) 仙台支社

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 第2 緊急輸送道路の確保

#### 1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(「緊急輸送道路」という、以下同じ)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

#### 2 緊急輸送道路の確保及び整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

#### 3 警察、その他関係機関との連携

災害時における緊急輸送環境を整備するため、臨時交通規制用資機材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、市は警察、その他関係機関と協議し、その連携体制を確立する。

#### 4 道路啓開体制の整備

市及び県は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

### 第3 緊急輸送体制の整備

#### 1 緊急通行車両等の事前届出

警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時に

予防

---

おける緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い、必要となる車両について、佐沼警察署及び登米警察署に対し、事前届出を行う。

2 緊急輸送手段の確保

市は、県等関係機関と連携するとともに物資の輸送や、人員輸送に必要なトラック、バスは災害時応援協定を締結している企業・団体から確保する。

3 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

市は、倒壊、崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

4 緊急通行車両等事前届出済証

市が所有する車両（消防車両を除く）のうち災害時に必要な車両は、県公安委員会に対し、災害応急対策用として事前に「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けておくとともに、防災関係機関や民間事業所が所有する車両で緊急対策用として必要になるものについても事前交付の促進を図る。

**第4 鉄道輸送路の確保**

市は、災害時における人員及び物資の緊急輸送手段を確保するため、鉄道事業者との連携を強化する。

## 第14節 医療救護体制の整備

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 医療局 消防本部	宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） （一社）登米市医師会 登米市歯科医師会 登米市薬剤師会

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなる恐れがある。

このため、市及び医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

### 第2 医療救護体制

#### 1 市立病院等の連携体制の確立

市内には、市立の3病院4診療所があり、この内、登米市民病院については県から災害拠点病院として指定されている。災害時における医療救護活動は、この登米市民病院を中心に各市立病院・診療所及び民間病院・診療所の協力のもと、連携を図って対応する体制を維持する。

また、ライフライン寸断時にも診療能力を維持するための電気、水を確保できるよう、自家発電装置、受水槽等の耐震化を促進する。

#### 2 広域的な連携体制の確立

大規模な地震災害時には、市内の医療機関だけでは対応することが困難な状況となると考えられることから、赤十字病院を初めとした県の医療救護班の派遣要請及びDMATの派遣要請など広域的な連携体制を確立する。

#### 3 登米市医師会等との連携

災害発生直後の医療救護活動の担い手となる登米市医師会との連携を強化し、災害時の協定の締結、災害時マニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練の実施、トリアージ技術等の研修の実施などを進め、災害時の迅速かつ適切な医療救護体制の確立を図る。

#### 4 救護所における人員確保

市は、災害発生直後の医療救護活動の拠点となる施設（救護所）の確保を図るとともに、各救護所において迅速かつ適切な医療救護を行うため、次の人員を基準として確保を図る。

医 師	看 護 師	事 務 ・ 連 絡 員
1 名	2 名	1 ～ 2 名

5 「こころ」の救急医療体制

市は、県、登米市医師会と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。

6 災害時の搬送システムの整備

市は、消防本部及び関係機関等との協力により、災害時における傷病者、救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・的確な搬送を行うため、救急車両はもとより、県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等を利用した搬送手段の確保及び重傷度、緊急度に対応した適切な救急搬送体制の整備を図る。

7 災害対策用備蓄医薬品の配備

市は、各防災倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備にあたっての内容品等については、登米市医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

8 県指定医薬品販売業者等との協力体制

市は、災害時における救急医薬品及び医療資機材等の調達を適切に行うため、市内の医薬品販売業者等との協力体制を整備する。

## 第15節 火災予防対策

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

### 第2 出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、火災の発生が予想される。このため、市及び消防本部は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火を防止する。

#### 1 一般住宅に対する防火指導

- (1) 火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。消防本部は、一般住宅の所有者等の協力を得て住宅防火診断等を行い、また、耐震安全装置付き石油燃焼器具の使用促進を指導し、地震時における出火防止に努めるとともに、通常での火災予防においても、住宅用防災機器の設置を推進するなどの指導の強化を図る。
- (2) 市及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて住民や事業所の従業員に消火器具等の消防用設備等の取扱い指導を徹底し、初期消火活動の重要性について普及・啓発を図り、有事における消火活動の円滑化に努める。

#### 2 防火対象物の防火体制の強化推進

- (1) 火災発生及び延焼拡大を防止するため、不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備及び防災性能を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な消防体制の強化を指導する。
- (2) 消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・特殊性等に応じ、計画的に予防査察を実施し、常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険要因の排除を図り、予防対策の効果的指導を行うよう努める。

#### 3 危険物や高圧ガス施設の防火体制

- (1) 消防法の規制を受ける危険物や高圧ガス施設の所有者等に対して、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置・危険物取扱者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。

- (2) 危険物や高圧ガス施設に対して年間査察計画に基づき立入検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。
- (3) 火災予防条例に規定される少量の危険物・特殊可燃物の管理及び取扱いについて、施設管理者等に火災予防に関する自覚を促し履行するよう指導する。

#### 4 化学薬品からの出火防止

化学薬品を取扱う学校、病院等の立入検査を定期的実施し、可燃物への転倒・落下防止措置等の保管の適正化を指導する。また、事業所等に対しても実態調査等を行い、個別的、具体的な安全対策の指導を行う。また、各事業所（施設管理者）は、自らの出火防止や安全対策に努める。

#### 5 不燃化の促進

火災による被害の軽減を図るとともに、災害時の避難路として、沿道の不燃化の誘導促進及び住宅密集地における不燃化への建て替えを働きかけていく。

#### 6 出火防止知識の普及・意識の高揚

各家庭及び事業所における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

また、市民及び事業所は、市・消防本部等の指導・改善措置に協力し、自らの出火防止に努める。

### 第3 消防力の強化

#### 1 消防施設・設備の整備

##### (1) 消防資機材及び装備品の整備

市及び消防本部は、消火活動に必要な車両、資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。

##### (2) 初期消火資機材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における地域ぐるみの出火防止と初期消火が重要となる。このため、今後も引き続き、それぞれの形態に応じた初期消火資機材の普及及び相互の連携等について指導する。

##### (3) 消防用設備等の適正な維持管理

防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時にも有効にその機能が発揮されるよう、適正な維持管理について、さらに指導の徹底を図る。また、要配慮者や不特定多数の人を収容する社会福祉施設等については、特に防災管理面の指導を行っていく。

#### (4) 消防水利の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用が制限されることが予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の水の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であることから、水道施設の耐震化を図るとともに、消火栓の機能拡大にも努める。

イ 消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年次計画により新設・増設に努める。特に、防災拠点には耐震性貯水槽の配備に努める。

### 2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努めるとともに、消防団拠点施設の整備及び機械器具等の更新並びに消防団員の制服や活動服の導入等の改善を図り、入団の促進に努める。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 市は、施設・設備の充実に努め、場合によっては県に財政援助を要請する。

### 3 自主防災組織・自衛消防組織等「地域消防力」の強化

同時多発的な出火が想定される大規模地震及び市街地大規模火災においては、初期消火の成否が延焼火災の発生を防止する決め手となることから、自主防災組織や事業所自衛消防組織が中核となって、地域としての消防力強化を推進する。

### 4 広域消防応援体制

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、広域消防応援協定等を基本に、複数の消防本部合同の消火・救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。

## 第4 消防計画の充実強化

災害発生時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める消防計画の一層の充実を図る。



## 第16節 避難受入れ対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部 教育委員会	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、及び避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

### 第2 避難誘導體制

市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、指定緊急避難場所等を指定し、誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員、消防団員が自主防災組織と連携を図って行い、更に地域住民の協力を得て、避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

### 第3 指定緊急避難場所の確保

#### 1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災等の災害から住民等が一時避難するための場所について、公園、広場、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることにつ

いても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

## 2 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。さらに、地域の状況により必要な場合は、民間施設について避難場所としての提供を要請する。

## 3 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- (2) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。  
また、上記基準のほか、次の条件に留意する。
- (3) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (4) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること
- (5) 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (6) 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- (7) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (8) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

広域避難場所の収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり2m<sup>2</sup>を確保して算定する。

## 第4 避難所の確保

### 1 指定避難所の指定と周知

市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。

## 2 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

## 3 指定避難所の施設・設備の整備

### (1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、PHS電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

### (2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努める。

## 4 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、市町村、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
- (2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- (4) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。
- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。
- (6) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (7) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

(8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。

(9) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。

## 5 県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

## 6 学校教育施設を指定避難所とする場合の対応

### (1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

### (2) 防災機能の強化

市及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、耐震化を推進するとともに備蓄倉庫、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の避難場所として、防災機能の強化に努める。

## 7 福祉避難所の確保

### (1) 福祉避難所の整備及び指定

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

### (2) 福祉避難所の指定基準

イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

### (3) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

## 8 広域避難の対策

予防

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。

## 第5 避難路の確保

### 1 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。(6 m以上が原則)
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

### 2 避難路等の整備

- (1) 各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、市道及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。
- (2) 避難所等の周辺地区について、安全避難の確保の観点から、誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の施策を面的環境整備として進める。

## 第6 避難行動要支援者の支援方策

### 1 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 2 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

### 3 社会福祉施設等における対応

---

(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報を把握し、共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

5 外国人等への対応

市は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 避難場所や避難路の標識等について、図や記号の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象として防災訓練の普及に努める。

**第7 教育機関における対応**

1 児童・生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

市及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒、幼児等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校、幼稚園、保育所等の校長、園長又は所長は、地震が発生した場合又は市が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童・生徒、幼児の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校、幼稚園、保育所等の校長、園長又は所長は、児童・生徒、幼児の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童・生徒、幼児等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童・生徒、幼児等を引渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・

保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 第8 避難計画の作成

1 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難勧告等を行う具体的な基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 指定避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

2 学校、保育所及び幼稚園の校長等は、あらかじめ避難要領等を作成し、その内容を周知徹底させるため、各関係機関の協力を得て、防災教育、訓練を行う。

3 病院、デパート、公民館等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、利用者や従業員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、従業員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

## 第9 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した防災マップ及び土砂災害警戒区域、特別警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を掲載した土砂災害ハザードマップ、地震発生時の行動マニュアルなどを作成し、市民等へ配布する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の整備を推進する。

## 第10 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市及び県は、災害

---

時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

## 2 生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

## 第 11 避難所における愛護動物の対策

市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

## 第 12 応急仮設住宅対策

市は、応急仮設住宅を集合的に建設できる公有地等の用地をあらかじめ選定するとともに仮設住宅の確保に努める。



## 第17節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部 水道事業所	東北農政局 宮城県 関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

### 第2 市民等のとるべき措置

- 1 市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 市民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 3 市民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう啓発に努める。
- 6 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

### 第3 食料及び生活物資等の調達体制

#### 1 食料の調達

- (1) 市は、被害想定などを参考にしながら、最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結企業等から、食料等を確保す

る。

- (2) 市は、緊急時において食料等が必要となった場合は、県及び農林水産省に対して食料等の供給を要請する。

## 2 生活物資の調達

市は、被害想定などを参考にしながら、最小限の生活物資の備蓄に努める。

また、応急生活物資を供給するため、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結企業等から、生活物資を確保する。

## 第4 飲料水の調達

### 1 飲料水及び応急給水資機材等の確保

- (1) 市は、初期応急給水拠点として、防災拠点の中心となる各総合支所、消防本部に、飲料水用簡易給水タンクを設置する。
- (2) 市は、被害想定などを参考にしながら、計画的に飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。
- (3) 市は、配水池等に緊急遮断弁等を設置して「応急給水源」としての確保を図るよう整備する。なお「応急給水源」として確保すべき配水池等の選定は、地域的バランス、応急給水方法等を考慮して行う。
- (4) 市は、応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等給水用資機材の整備・強化を図る。
- (5) 普段飲料用に使用されている個人の井戸等を対象として、災害時における井戸水供給協力の要請、指定拡大・保持に努める。
- (6) 市は、災害発生時における対応マニュアルを作成する。

- |                                   |                               |                                   |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常時出動体制  | <input type="checkbox"/> 応急給水 | <input type="checkbox"/> 水道施設応急復旧 |
| <input type="checkbox"/> 応援・支援受入れ | <input type="checkbox"/> 災害記録 | <input type="checkbox"/> 広報       |
|                                   |                               | <input type="checkbox"/> 応援出動     |

### 2 相互応援・協力体制の整備

- (1) 市は、災害発生後の応急給水及び水道施設の迅速かつ効果的な復旧を行い、供給の段階的拡大を図るため、日本水道協会宮城県支部との相互応援・協力体制の確立に努める。
- (2) 市は、市指定水道工事業者、その他関連組織・関連業者と災害時における協力に関する要項を作成し、応急給水及び応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。
- (3) 市は、災害時における、効果的な応急給水用飲料水と消防水利の確保を図るための連携のあり方について、総務部、水道事業所、消防本部で検討する。

## 第5 燃料の確保

### 1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復興を図るため、石油商業組合等

と必要な協定等を締結して、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける。

2 平常時からの燃料確保

車両の管理者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

3 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

## 第18節 ボランティアの受入れ

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 企画部	東北地方整備局 宮城県 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） 登米市社会福祉協議会 ボランティア関係団体

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、ボランティアの民間団体等は、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、市と民間団体等との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

### 第2 災害ボランティアの定義と役割

#### 1 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

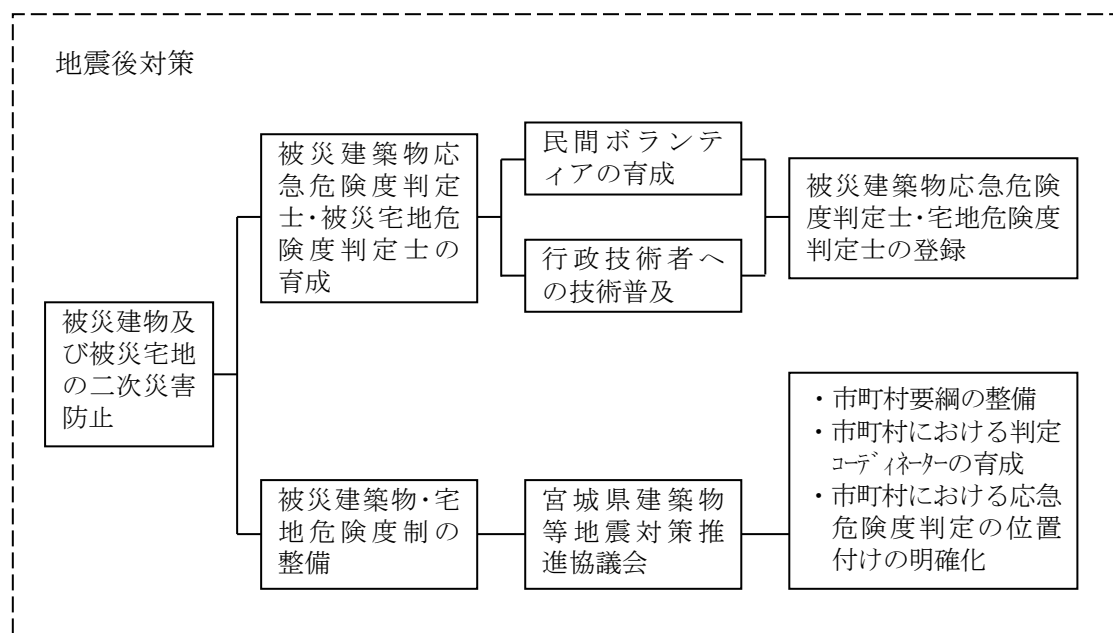
#### 2 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、職能によって医師や看護師、通訳など専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと避難所の運営、炊出し等の生活支援を行う、一般ボランティアに区分される。

災害ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	専門的な知識を要する業務
① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助	① 救護所等での医療、看護、保健予防
② 炊出し、食料等の配布	② 被災建築物の応急危険度判定
③ 救援物資等の仕分け、輸送	③ 被災宅地の危険度判定
④ 高齢者、障害者等の介護補助	④ 外国人のための通訳
⑤ 清掃活動	⑤ 被災者へのメンタルヘルスケア
⑥ その他被災地での軽作業	⑥ 高齢者、障害者等への介護
	⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
	⑧ 公共土木施設の調査等
	⑨ IT機器を利用した情報の受発信
	⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務

[宮城県建築物地震防災総合フロー（部分）]



### 第3 災害ボランティアの受入れ体制

#### 1 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。また、災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として、平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが設立されている。

本市における災害発生時の一般ボランティアの受入れは、登米市社会福祉協議会が中心となって担うものとし、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、自主防災組織、NPO 等ボランティア団体など関係団体等の協力を得ながら、次のような準備、取組みを行う。

##### (1) 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

##### (2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所及び責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受・発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに、必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

(4) 受入体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等での広報やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

なお、女性ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

(5) ボランティア保険の加入の勧誘

社会福祉協議会はボランティア活動中の事故に備え、宮城県社会福祉協議会のボランティア保険（天災型）についての広報をするなど、ボランティア保険への加入の勧誘を行う。

□ 災害ボランティアセンターに係る関係機関の役割（平常時）

機 関 名	役 割
市社会福祉協議会	① 避難行動要支援者のニーズの把握 ② 避難行動要支援者への災害時の支援計画の策定 ③ 行政・防災関係機関との連携強化 ④ 地域住民に対する災害ボランティア研修の実施 ⑤ 社会福祉施設・日赤分区との連携強化 ⑥ 市災害ボランティアセンター立ち上げの準備（場所の確保、役割分担、資機材リストアップと調達方法の確認、受入れ手順確認、書式の作成等）及び訓練の実施 ⑦ 災害ボランティアコーディネーターの養成 ⑧ 災害ボランティアセンター運営研修会への参加
市（市民生活部）	① 市災害ボランティアセンターの立ち上げ準備及び平常時の取組みに対する支援 ② 災害ボランティアの受入れ体制と活動体制の整備に関する調整と支援

2 市の支援

(1) NPO 等との連携

市は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会、各関係機関と連携するとともに、必要な調整、支援を行う。

(2) 活動支援及びリーダーの育成

市は、平常時から地域団体、NPO 等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を

図るとともに、ボランティア団体と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

※大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、県及び市、市社会福祉協議会との間で「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を交わしている。

## 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部	宮城県 登米市社会福祉協議会 社会福祉施設 介護老人保健施設

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関は、その対策について整備する。

### 第2 高齢者・障害者等への支援対策

一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら、平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市は、「避難行動要支援者支援マニュアル」を策定するとともに、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）管理者の協力を得ながら、要配慮者の災害予防に万全を期す。

#### 1 社会福祉施設等の安全確保対策

##### (1) 防災点検及び防災資機材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

##### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

##### (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じ



予防

た防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 市地域防災計画・全体計画の策定

市は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月策定、以下「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成 25 年 12 月策定、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、地域防災計画に避難行動支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

市は、民生委員・児童委員や行政区長、登米市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、在宅の要配慮者を的確に把握し災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、市は、取扱指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 市は住民記録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人または家族から同意を得ておく。

また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 市は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピューターの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

### (3) 避難行動要支援者名簿の整備

#### ア 名簿の作成・更新

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者の範囲

名簿を作成する避難行動要支援者の要件は次のいずれかに該当する要配慮者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級・2級(総合等級)の第1種を所有する身体障害者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者

ただし、要件から形式的に該当しない者であっても、避難行動支援が必要であると認められる者については、従来の「避難行動要支援者マニュアル」で定める「手上げ方式」・「同意方式」により名簿に掲載できるものとする。

#### (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

#### イ 名簿の提供

避難行動要支援者名簿に掲載された情報を、平時から避難支援等関係者への提供については、本人からの同意が必要である。ただし、登米市個人情報保護条例第10条第2項第6号に定める個人情報保護審査会において、本人からの同意を不要と認められた場合については、この限りではない。

本人からの同意取得手段としては、郵送や職員が戸別訪問などにより直接的に働きかけることが必要である。

また、市は避難支援等に携わる関係者として平時については、消防機関、警察機関、

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区長、地域包括支援センター、地域生活支援センターに対し、また、災害発生時及びその恐れのある時は、自主防災組織、消防団、居宅介護支援事業所及び指定特定相談事業者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個人情報漏れることのないよう、保管・管理について十分配慮し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

#### (4) 個別計画の作成

市は避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。

個別計画の策定については、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を作成するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

避難支援者には、避難行動要支援者の近隣に居住している者から選定することを原則とするが、近隣居住者による支援が受けられない避難行動要支援者については、避難行動要支援者自らが地域の自主防災組織に依頼し、協力を得て避難支援者を定める。

#### (5) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

#### (6) 緊急通報システムの活用

既に整備済みである一人暮らしの高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、協力員（ボランティア等）や市による地域福祉のネットワークづくりを進める。

##### ※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、一人暮らしの高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

一人暮らしの高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制

を支援している。

※ 緊急通報システム概要図 (資料編 資料 14-3)

(7) 相互協力体制の整備

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(8) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(9) まちのノーマライゼーション化

市は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が平常時の社会参加や災害時における避難行動が容易に行えるよう、道路や建物の段差解消、車いす使用者用トイレの設置など、人にやさしいまちづくりを進める。

3 福祉用避難所の確保

避難所での避難生活が困難な要配慮者の避難所として、老人福祉センター等の福祉施設を福祉避難所に指定し、確保する。また、社会福祉法人及び医療法人等と協定の締結により、民間社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。

第3 外国人への支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、市は県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- (1) 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- (2) 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- (3) 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- (4) 市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- (5) 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるなど、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- (6) 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者など必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第4 旅行者への支援対策

本市には、特色ある景勝地や行楽地、ラムサール条約に指定されている伊豆沼などの観光

---

地があり、年間約 267 万人の観光客が訪れており、災害時の旅行客の安全に配慮する必要がある。このため、市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所や避難経路確認の徹底、観光客を安全に誘導するための防災訓練を実施する。

特に、外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成 26 年 10 月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、県や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

## 第20節 廃棄物対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 廃棄物関係団体 事業者

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

### 第2 処理体制

#### 1 市の役割

廃棄物の処理は、環境事業所クリーンセンター及び衛生センターで行うが、処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、市は広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

#### 2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

### 第3 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

#### 1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合を想定して、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて協力が得られるよう、応援協定を締結するなどの対策を講じる。
- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

#### 2 震災時における応急体制の確保

- (1) 大規模地震災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ゴミ・がれき等の発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。また、多くの市民が住

予防

---

宅を失い、避難所に避難するため、避難所を中心として、大量の「し尿発生量」が想定される。

一方、処理施設や職員も被災し、その収集・処理能力は低下するものと想定されることから、市は、災害時において適切に対応するため、災害時における廃棄物の処理に関し「市災害時廃棄物処理計画」を作成する。

- (2) 生活ゴミや災害によって大量に発生することが想定される廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置き場及び最終処分量を含めた、広域ゴミ処理施設及び最終処分場の確保に努める。
- (3) 大規模地震災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。
- (4) 平常時を上回る大量のゴミ・がれき・し尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町等との相互応援協定を締結し、協力・応援体制を確立する。
- (5) 大規模地震災害時において市は、平常時を相当上回る大量のゴミを収集・処理しなければならない。その業務を迅速かつ適切に行うためには、平常時にも増してゴミの分別・排出抑制を徹底し、作業量を減らすことが不可欠であり、市民・事業所等の協力が重要となる。

特に有害ゴミ・危険ゴミの発生時点での分別が極めて重要であることが阪神・淡路大震災の大きな教訓となっていることから、広報紙や市民向け防災マニュアルの作成、その他さまざまな機会を通じ啓発に努める。

### 3 指定避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) (1) の調達やし尿の収集処理等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ民間の清掃・し尿処理関連業者、レンタル業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を整備する。

## 第21節 積雪寒冷地域における地震災害予防

実施担当	関係機関
総務部 建設部 消防本部	東北地方整備局 宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

登米市は、積雪量も比較的少なく温和ではあるが、異常気象等により大雪にみまわれた場合における地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 避難誘導體制

市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、避難場所を指定し誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員及び交通安全指導員、消防団員が行うこととし、更に地域住民、自主防衛組織等と連携を図り協力して避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

### 第3 除雪体制等の整備

市は、地震における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪降ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根の積雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難をきたすことが考えられるため、消防本部においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

### 第4 避難所体制の整備

避難所の運営にあたっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。



[災害に備えるひとづくり]

第22節 防災知識の普及

実施担当	関係機関
総務部 教育委員会 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、その自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、地震災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

市は、地震災害発生時には災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での地震災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。

(1) 職員災害対応マニュアルの作成・配付

この防災計画の概要を示すとともに、大規模地震災害時における職員としての行動基準、対策項目毎の初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用災害対応マニュアルを作成・配付し、その習熟の徹底を図る。

(2) 職員研修の実施

防災教育は、各部各課各機関ごとに、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、少なくとも次の事項の内容とした職員の防災研修を実施するとともに、各種防災訓練への積極的参加を促進し、災害時活動の習熟の徹底を図る。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取組む必要のある課題

## 2 住民への防災知識の普及

市は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講習会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3日間、推奨一週間の食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る。また、災害時における家族間の連絡体制の確保を促す。

訓練等の実施に際しては、広報紙、ホームページ、チラシ等を活用して広く周知し、住民の積極的な参加を呼びかける。

なお、防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮する。

### (1) 市民向け防災ハンドブックの作成・配布等

地震災害に関する一般的な解説、常日頃の心構えや地震災害時における心得など、各家庭や地域における地震対策のポイント等を内容とする、市民向け防災ハンドブックを作成し、配布する。併せて、ホームページにも掲載して、普及・啓発に努める。

### (2) 市民向け防災イベントの開催

市は、毎年1月15日～21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」、6月12日の「みやぎ県民防災の日」、9月1日の「防災の日」等の日に併せて各防災関係機関と連携し、防災関係施設等の見学会、講習会、起震車の体験会等の防災イベントを企画し、実施に努める。

### (3) 企業等における防災教育の推進

市は、企業等と協力して、防災知識等の普及に努め、市、県及び防災関係機関の行う防災訓練時に参加を呼びかけ、防災行動力の向上を図る。また、企業自らの防災訓練を実施するよう指導する。

## 3 住民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行う。

### (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

### (2) 地震・津波に関する一般的な知識

### (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

### (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 平常時住民が実施する応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

### 第3 学校等教育機関における防災教育

- 1 学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成するとともに、災害後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるよう努める。
- 3 児童生徒等に対する防災教育
  - (1) 児童生徒等に対する防災教育
    - ア 保育所、幼稚園、小学校、中学校等（以下「学校」という。）においては、地域の実情に応じた学校安全計画等を策定し、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
    - イ 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
    - ウ 災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
- 4 市及び教育委員会は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 市及び教育委員会は、防災教育の充実にために各学校に防災主任を配置し、必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上に努める。

### 第4 市民の取組み

被害の大きさは市民の心構えや備えによって大きく異なることから、市民は被害の軽減や最小限につながるよう普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策、住宅用火災警報器及び消火器の設置、家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行う。

さらに、市民の一人ひとりが自助・共助の認識を持ち、地域での自主防災組織の活動やボ

---

ランティア活動へ積極的に参加し、地域の助け合いを基本とした地域防災力の向上に努める。  
また、地震に関する正しい知識、過去の災害事例など、防災知識の習得に努める。

## 第5 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

## 第23節 地震防災訓練の実施

実施担当	関係機関
総務部を中心とした全職員 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

市は、大規模な地震発生時に、県、関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動、応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、また、防災意識の普及・高揚を図ることを目的として、継続的に地震防災訓練を行う。

なお、訓練実施後は、訓練結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

### 第2 訓練の実施及び参加

市は、大規模な地震発生に備え、市内の防災体制の確立を図るため、関係法令及びこの防災計画に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、市及び防災関係機関の職員のほか、地域住民、その他関係団体等の参加、協力を得る。

#### 1 総合防災訓練

市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。また、訓練実施後は、訓練結果について検討・評価を行う。

訓練内容	
① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練
② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練
③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練
④ 広報訓練	⑫ 炊出し、給水訓練
⑤ 火災防御訓練	⑬ 自衛隊災害派遣要請等訓練
⑥ 緊急輸送訓練	⑭ 避難所運営訓練
⑦ 公共施設復旧訓練	⑮ その他
⑧ 危険物事故処理訓練	

## 2 災害対策本部設置・運営訓練等

災害対策本部の設置など、非常配備体制の整備を図ることを目的として、職員の参集、動員配備及び情報の収集、伝達、対応指示命令等を内容とする災害対策本部（支部）設置・運営訓練を実施する。特に、勤務時間外の地震災害発生を想定し、職員を迅速かつ確実に招集できるよう勤務時間外の招集訓練を実施する。

## 3 図上訓練

地震災害時における人員、資機材等の動員体制を事前に把握し、計画的に整備するため、あらかじめ想定した災害の進行を図上に再現し、各関係機関がそれぞれの災害様態に応じた対策及び処置を円滑に行うことができるよう、図上訓練を実施する。

## 4 消防訓練

消防機関の出動、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練を適宜実施する。特に烈風時を想定した住宅密集地等の火災防ぎょ訓練や林野火災防ぎょ訓練等を実施する。

## 5 自主防災訓練

地域住民が主体となって、避難の指示や誘導、情報の伝達、初期消火や救出救護方法などについて、防災訓練を実施する。訓練は、行政区や自主防災組織等を単位とするもの、複数の組織の連合若しくは学区を単位とするものなど、地域の事情に合わせて実施する。

なお、訓練に際しては、要配慮者への配慮やボランティア活動も想定して実施するよう努める。

## 6 企業における防災訓練

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策基本計画において、市域に影響を及ぼす地震防災対策を講ずべき者として定められたものについては、対策計画等に基づき、防災訓練を実施する。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

### 第3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上、定期的に防災訓練を行い、あるいは市や県の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては、次の事項に配慮する。

#### 1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

**第4 学校等の防災訓練**

1 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

2 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童・生徒も円滑に避難することができるよう配慮する。

4 学校が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校と連携して避難所運営訓練を実施する。

## 第24節 地域における防災体制

実施担当	関係機関
総務部 消防本部	宮城県 防災関係機関 佐沼警察署 登米警察署

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

### 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

#### 1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての事柄に行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るために、住民は自主的な防災活動によって出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に、要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

#### 2 自主防災組織の活動にあたって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の基に行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

### 第3 自主防災組織の育成・指導

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むとともに、現在活動している自主防災組織の育成及び組織の拡充に努める。

#### 1 市は、行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織を育成する。

※ 自主防災組織の現状（資料編 資料17）

#### 2 市は、県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。



- 3 市は、自主防災組織の円滑な活動を推進するため、初動活動に必要な防災資機材の配備について考慮する。
- 4 市は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

#### 第4 自主防災組織の活動

##### 1 平常時の活動

###### (1) 訓練の実施等

###### ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう、市や県などが実施する防災訓練に参加する。

###### イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、講習会等を開催して防災に対する正しい知識の普及を図る。

###### ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

###### エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

###### オ 救出・救護訓練の実施

建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

###### カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

###### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

###### (3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については、平常時から点検を実施し、災害時の早急な使用に耐えるように保管するとともに、使用方法の習得に努める。

###### (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把

握し、関係者との共有に努める。

## 2 地震発生時における活動の習得

### (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる相手（市、防災関係機関）

ウ 相手（市、防災関係機関）との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合には、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるため、あらかじめ役割分担と利用方法を決めておく。

### (3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、建物の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、身近の資機材等を使用して速やかに救出活動を実施することになる。また、自主防災組織では救出が難しい者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行うことになる。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、病院等医療機関へ搬送することになる。

このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

### (4) 避難の実施

市長の避難勧告、避難指示又は警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する必要がある。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

① 市街地 …………… 火災、落下物、危険物

② 山間部、起伏の多いところ …………… がけ崩れ、地すべり

③ 河川 …………… 決壊・氾濫

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の基に避難させる。

### (5) 避難所開設・運営への参画

災害発生時には、市の担当職員が被災し避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織も炊出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力することになるので、給食・救援物資の配布等の役割分担をあらかじめ決め、訓練を行う。

## 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 第25節 企業等の防災対策の推進

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 消防本部	宮城県 防災関係機関

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

### 第1 目的

企業各々の防災対策は、地域防災力の向上につながると考えられるため、市及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に訓練への参加等を呼びかける。

また、企業等は自らも防災訓練を積極的に実施する。

### 第2 企業等の役割

#### 1 企業等の活動

##### (1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、大規模な地震発生の際には組織自らが被害を受ける恐れがあることから、企業各々の防災対策は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

##### (2) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

##### (3) 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

##### (4) 企業の防災力向上

企業等は、自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

#### 2 企業防災の取組支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援

---

及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

### 第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で非常に重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災、その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

## 第26節 複合災害対策

実施担当	関係機関
登米市	宮城県 防災関係機関

### 第1 目的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

### 第2 複合災害の応急対策への備え

市、県及び防災関係機関は、地震、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

### 第3 複合災害に関する防災活動

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。